MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下並びに九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の電波の周波数を使用するものにあっては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）		
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に限る。	
七七三MHz以上八〇三MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に限る。	

第三項第二号(2)の表九四五MHz以上九六〇MHz以下の項不要発射の強度の許容値の欄中「九四五MHz以上九六〇MHz以下」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同表の注に次のただし書を加える。

ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあってはこの限りでない。

○総務省告示第百七十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号、第二項第五号及び第三項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣　川端　達夫

第一項第一号(1)ア中「八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)アの表及び同表の注の表中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同号イ中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHz」に改め、同イの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）の項周波数の欄中「八九〇MHz以下を除く。」を「八九〇MHz以下を除く（送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。）。」に改め、八六〇MHz以上八九〇MHz以下の項周波数の欄中「八九〇MHz以下」の下に「（送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。）」を加え、同項第二号(1)ア中「八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号(2)アの表及び同表の注の表中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同イの表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）の項周波数の欄中「八九〇MHz以下を除く。」を「八九〇MHz以下を除く（送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。）。」に改め、同表八六〇MHz以上八九〇MHz以下の項周波数の欄中「八九〇MHz以下」の下に「（送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。）」を加える。

第二項第一号(1)ア中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同号(2)イ中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHz」に改め、同項第二号(1)ア中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同号(2)イ中「九〇〇MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHz」に改める。

○総務省告示第百七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣　川端　達夫

第2の第2表中

「

470－585	固定	放送事業用	
J46　J46A	陸上移動　J73A	公共業務用 放送事業用	
	放送　J13A	放送用	
	放送　J13B	電気通信業務用（エリア放送用） 放送用（エリア放送用）	

」